

# 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度グランブルー・ツーリズム情報発信事業

## 2 目的

唐房バイパスから波戸岬へと続く「ルート・グランブルー」の周辺には、七ツ釜、呼子、名護屋城跡、浜野浦の棚田などの、自然やグルメ、アクティビティ、文化・歴史に関する個性豊かな観光スポットが充実している。そこで県では、ルート・グランブルーを中心とした唐津・玄海エリアに点在する観光プロダクトを有機的につなげ、エリア全体の魅力を面的に訴求することにより、当該エリアへの集客、周遊の促進、滞在時間の延長に寄与するとともに、観光客の満足度向上及び旅行消費単価の向上を目指す取組みを推進している。

本事業では、当該エリアにある魅力的な観光スポット等で体験できる「コト」に焦点をあて、ターゲット層※に効果的に訴求し、来訪につなげるための情報発信を実施することを目的とする。

※メインターゲット層：福岡県、長崎県在住の30～40代女性（家族連れ含む）を想定

## 3 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、次の業務を行う。

### （1）情報発信用コンテンツの情報更新

令和7年度に制作したプロモーション動画及びリーフレットについて、新規スポット（パラセーリング・世界海洋プラスチックプランニングセンター等各5箇所程度）の情報更新及び編集デザインを行う。

なお、コンテンツ制作に必要な現地取材、打合せ等を行うこと。令和7年度に制作したプロモーション動画及びリーフレットは以下URLより確認すること。

【プロモーション動画】<https://www.youtube.com/watch?v=0cV1YUffuH0>

【リーフレット】

[https://static.saga-ebooks.jp/actibook\\_data/route\\_grandblue\\_202510230001/index.html?detailFlg=1&pNo=1](https://static.saga-ebooks.jp/actibook_data/route_grandblue_202510230001/index.html?detailFlg=1&pNo=1)

#### ①プロモーション用動画の情報更新

- ・令和7年度に制作したプロモーション動画（60秒）を元に新規スポット（パラセーリング・世界海洋プラスチックプランニングセンター等）の情報更新を行い、60秒動画を1本及び15秒動画を3本制作する。
- ・新規追加するスポットについては、事前に県と協議し決定すること。
- ・追加する動画素材は新たに撮影したものを使用すること。（取材先5箇所程度）
- ・七ツ釜周辺の唐津の海において、潜水撮影を行うこと。撮影時は、県と協議のうえ、ダイビングライト等の使用も検討すること。

#### ②リーフレットの情報更新

- ・令和7年度に制作したリーフレットを元に新規スポット（パラセーリング・世界海洋プラスチックプランニングセンター等）の追加（2ページ程度）及び既存（12ページ）の掲載スポットの情報更新・再編集を行う。
- ・新規追加するスポットについては、事前に県と協議し決定すること。
- ・デザイン、取材、ライティング、印刷等のリーフレット等の制作に必要な全ての作業を実施すること。なお、掲載写真は新規撮影を行うこととする。

## （2）プロモーションを兼ねた情報発信の実施

（1）で制作したプロモーション動画及びリーフレットについて、ターゲット層に効果的に訴求し、話題性及び拡散性に繋がる情報発信を提案・実施する。  
 また、以下①～③に例示している以外でも、上記目的を達するために必要と認められるものがあれば提案すること。  
 なお、実施時期については、令和8年5月～令和8年12月のうち最も効果的なタイミングや手法を勘案したうえで決定すること。

- ① SNS及び動画サイト（InstagramやYouTubeなど）等を活用した情報発信
- ② リーフレット（電子版・紙媒体のどちらでも可）等を活用した情報発信
- ③ デジタルサイネージやイベント等を活用した情報発信

## （3）ルート・グランブルー沿線の観光スポット等の写真撮影

観光プロモーション（観光WEBサイト、パンフレット、SNS、広告等）に活用するため、ルート・グランブルー沿線の観光スポットや食、文化・歴史等の高品質な写真素材を新規撮影すること。  
 なお、撮影する素材及び時期については県と協議し、決定すること。

対象スポット（想定）：七ツ釜、立神岩、相賀の浜、幸多里の浜、波戸岬、ルート・グランブルー沿線からの景色等（10素材程度）

撮影時期：通年（原則として、撮影日から2箇月以内に随時納品すること）

画像データ：1素材につき3カット以上とし、うち1カットはSNS投稿にも使えるよう縦型とする。また、データは10メガピクセル以上とすること。

## （4）グランブルー・ツーリズム専用インスタグラムの新設及び運用

グランブルー・ツーリズム専用のインスタグラムアカウントを新設し、運用すること。

### ① Instagramの開設

- ・グランブルー・ツーリズムの情報を発信する公式Instagramアカウントを新規開設すること。
- ・アカウント名やアイコン、プロフィールをターゲットに沿うように設定すること。  
 また、共通ハッシュタグを設定すること。
- ・委託契約期間内における目標フォロワー数や最大閲覧数を設定し、そのための戦略を提案すること。

### ② アカウント運用

- ・当アカウントではルート・グランブルーを中心とした唐津・玄海エリアの様々なコンテンツ情報を発信するため、各投稿に統一性を持たせるなど、グランブルー・ツーリズムのブランドディングコンセプトと目的に合致した世界観を構築しながら、運用すること。
- ・投稿に対しフォロワーからコメントやダイレクトメッセージ等があった場合は、必要に応じて返信を行い、返信内容を⑤で示す月次運用報告書に記載し県に報告すること。なお、返信等に際し、県の事前確認が必要と判断される場合は、速やかに県に協議し対応すること。
- ・県からの各種問い合わせに対応すること。また、アカウント乗っ取りや炎上などのトラブル発生時には、至急県へ共有し、適切な対応をすること。

### ③ コンテンツ企画・制作・投稿

- ・ルート・グランブルーを中心とした唐津・玄海エリアの魅力を伝えるコンテンツを企画・撮影し、リール動画投稿又はフィード投稿を週2回以上行うこと。また、これとは別に、週2回以上ストーリーズを投稿すること。なお、作成したコンテンツは公開前に県の確認を得ること。
- ・投稿に必要な静止画・動画等の素材を撮影・収集すること。撮影に際しては、必要に応じて関係機関及び関係者等への撮影・掲載許可申請を行うこと。なお、(1) ②及び(3)で撮影した写真を活用することでも差し支えない。
- ・毎月に投稿計画を制作すること。(原則として、前月の20日までに県に提出すること)
- ・投稿にあたっては、単なる紹介文にならないよう留意し、ターゲットに届くような発信方法を提案すること。
- ・企画・制作にかかる人員を複数名確保すること。
- ・撮影にかかる機材・経費は本事業費に含めること。
- ・県の事業等で告知したい内容が生じた場合は追加で投稿を行うなど、臨機応変に対応すること。
- ・ハッシュタグを複数利用して、エンゲージメント数/率を高める対策を図ること。リール投稿の作成にあたっては、縦型の短尺動画をメインとし、ユーザビリティを考慮すること。

### ④ SNS 広告配信

- ・Instagramアカウントの知名度向上及びフォロワー確保につながるSNS広告を実施すること。
- ・広告においては、目標閲覧数を設定し、そのために効果的な広告内容や方法、時期などを提案すること。
- ・広告にかかる費用は本事業費に含めること。

### ⑤ 分析

- ・フォロワー数の増減や各投稿のインプレッション数、いいね数、コメントなどを集計・分析して月次運用報告書を作成し、月1回程度、県と打ち合せを行うこと。また、打ち合せでは、内容を議事録として記録し、打ち合せ終了後、速やかに県に提出すること。なお、打ち合わせは両者の合意のもと、書面での報告に代えることができるものとする。

(5) ルート・グランブルーのロゴを活用したステッカーシールの制作

- ルート・グランブルーのロゴ (GB マーク (シンボルマーク)) のステッカーシールのデザイン、制作、編集、印刷、納品を行うこと。
- ・数 量 : 1,000 枚
  - ・サイズ : 直径 100mm を基本とする。なお、使用用途を県と協議し、適切なサイズを設定すること。
  - ・素材等 : カラー印刷、白塗ビ、強粘着タイプ、耐候インキ
  - ・デザイン : ロゴ素材は県が提供する。

(6) フォトスポット情報発信に係る取組の実施

ルート・グランブルー沿線にある魅力的かつ訴求力のあるフォトスポットを広く認知してもらうための取組 (例: フォトコンテストの実施、フォトスポットマップを制作する等) を提案すること。当該取組の告知が必要な際には、新設する Instagram や県 HP 等の既存のプラットフォームを活用することとし、実施期間等の取組の詳細は県と協議し決定する。なお当該取組の運営に係る費用は、本事業費に含めること。

(7) 情報発信の効果検証、及び次年度への提案

- ・情報発信事業については、事業開始時に成果指標を設定すること。
- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動 (観光WEBサイトへの流入等) を閲覧者の属性 (地域、性別、年代や興味関心等) 等を分析・報告し、情報発信方法を適宜見直すこと。なお、これ以外にも情報発信方法の工夫に資する収集可能なデータがあれば提案し、随時分析・報告すること。
- ・事業終了後は、広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等を報告書としてとりまとめ、次年度以降実施可能な具体的な施策を提案すること。
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。

(8) その他留意点

- ・契約上限額を踏まえ、具体的かつ実現可能性のある提案を行うこと。
- ・情報発信用コンテンツの企画、撮影、編集等、その他制作のために必要となる一切の手続きは受託者が行うこと。
- ・情報発信用コンテンツ制作のための取材・応報収集経費や材料費・調査費についても委託費に含むものとする。
- ・その他、上記目的の達成に資する事業が考えられる場合は、必要に応じて追加提案すること。

#### 4 成果物の提出等

電子媒体については、可能な限り CD-R 等の記録媒体に格納し提出すること。

➤ 業務完了報告書

紙媒体 (A4 サイズ) 1 部及び記録媒体に格納し、以下のものを含めること。

- ・ 業務に関して作成した全ての成果物
  - ・ 広告実績に係る書類（各広報の実績、実施成果をまとめた資料等）
- 本業務で制作した各コンテンツ等のほか、広報物のデザイン、本事業で収集・制作した画像・動画等のデータを記録した電子媒体。なお、他の用途にも活用できるよう、編集可能なデータについても納品すること。

## 5 本業務委託の業務遂行体制等

### (1) 業務体制・業務責任者の配置

事業を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、業務の実施に当たっては、業務担当者への指導・助言、マネジメントを行い、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

### (2) 業務スケジュールの管理

県と業務スケジュールを調整して業務を実施するものとし、業務の実施においては県と定期的な協議（オンライン又は対面）を行うなど緊密な連携を取ること。なお、遂行状況については、随時報告を行うものとする。

### (3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打合せを行うほか、関連事業全体について随時助言を行うものとする。

## 6 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。
- (2) 受託者が本業務において制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により制作した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら佐賀県観光課の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任負担において一切の処理を行うものとする。

## 7 その他の留意事項

- ・ 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・ 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、第三者に漏らし、又は、本業務履行以外の目的で使用してはならない。受託者の責に期す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする
- ・ 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務を効率的に行う上

で必要と思われる業務について県が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

- ・取材を実施する場合は事前に連絡・調整し、許可を得るなど必要となる手続きの一切を行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、佐賀県観光課と協議し、その指示に従うこと。

## 8 委託業務の期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

## 9 業務委託上限額

8,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 10 委託料の支払い

完了払